

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（6件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 特別支援学校
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 25歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度

停職6月

3 発令年月日

令和4年3月17日

4 処分理由

令和3年9月11日午後1時20分頃、化粧品店において、化粧品1点4,290円相当を窃取した。

※ 被処分者は、事故後に退職願を提出しており、本件処分の発令に併せて、被処分者の辞職を承認した。

II

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 主任教諭
- (3) 年 齢 62歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

停職1月

3 発令年月日

令和4年3月17日

4 処分理由

平成31年4月2日午後6時45分頃、カラオケ店において、勤務校女性教諭を抱き寄せ、キスをするとともに、左手で同教諭の右胸を着衣の上から触り、同教諭に不快感を与えるなどした。

Ⅲ

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 中学校（区部）
- (2) 職 名 副校長
- (3) 年 齢 61歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

減給10分の1 3月

3 発令年月日

令和4年3月17日

4 処分理由

令和3年11月10日午後8時50分頃、マンションの駐車場において、住人が駐車した自動車の助手席側ドアに、自宅の鍵で傷を付け、同ドアを損壊した。

Ⅳ

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 教諭
- (3) 年 齢 41歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和4年3月17日

4 処分理由

令和4年1月21日午後1時20分頃、勤務校廊下において、同校第2学年男子児童を指導した際、右手のひらで同児童の左頬をたたくとともに、体罰について速やかに管理職に報告すべきところ、これを怠った。

V

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 非常勤教員
- (3) 年 齢 64歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和4年3月17日

4 処分理由

令和3年4月1日から同年6月16日までの間、自宅から勤務先までの区間において、ほぼ毎日、所属長に届け出た通勤届と異なる通勤経路及び方法による通勤を行い、通勤手当27,315円を不正に受給した。

VI

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 東京都公立学校特別支援教室専門員
- (3) 年 齢 56歳
- (4) 性 別 女

2 処分の程度

戒告

3 発令年月日

令和4年3月17日

4 処分理由

令和3年8月27日から令和4年2月7日までの間に、自宅から勤務校までの区間において、同校校長に届け出た通勤届と異なる通勤経路及び方法である自転車による通勤を60回行うなどして、通勤手当21,088円を不正に受給した。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）